

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり（女性のチャレンジ支援の推進）

男女が共にあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要です。

また、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入が必要です。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画が重要ですが、例えば県の審議会等の委員に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、社会の様々な分野での女性の参画の割合はまだ少ない状況です。

そのため、政策・方針決定過程への女性の参画の推進や女性の能力向上への支援を行うとともに、国際的な男女共同参画への取組に対する理解や国際協力活動への参画を促進することにより、女性のエンパワーメント（※）を進める必要があります。

※ エンパワーメント

個人として、そして／あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけることです。

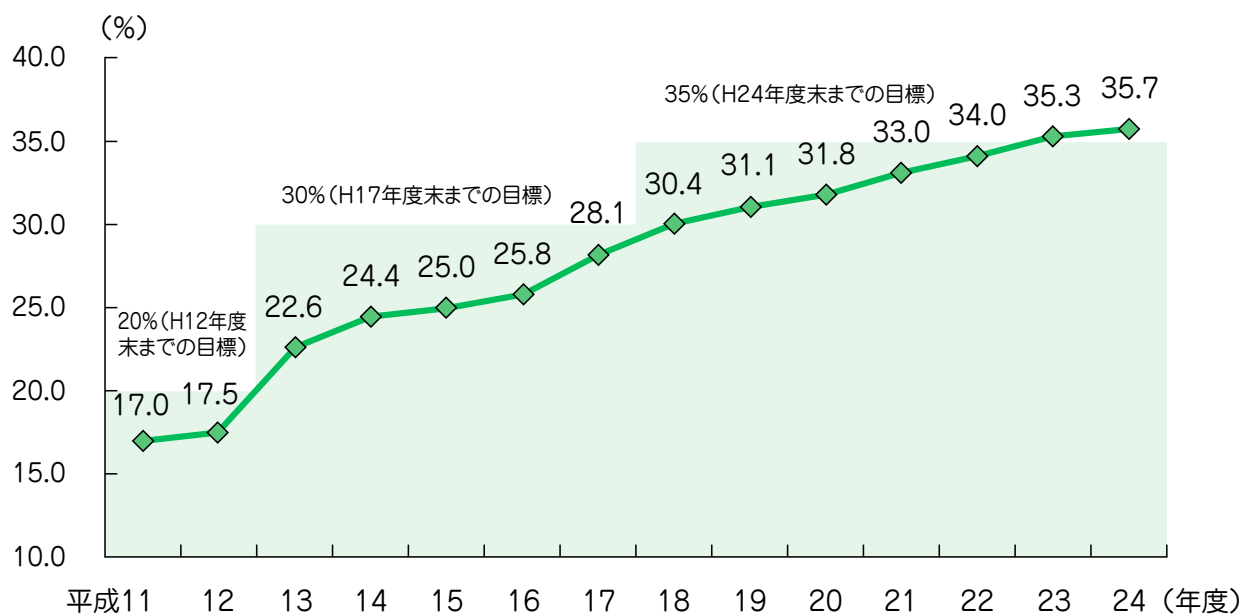
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【現状と課題】

県の各種審議会等における女性の割合は「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定した平成18年の30.4%から平成24年度には35.7%（平成24年6月1日現在）と着実に増加し、女性委員のいない審議会は、平成20年度に解消され、その後も継続して全ての審議会等で女性が登用されています。しかしながら、県内市町村における審議会等の女性比率は、24.9%（平成23年4月1日現在）にとどまっています。また、民間企業における「管理・監督的業務に従事する者」の割合も9.9%（平成23年7月31日現在）と低い状況にあります。

社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、県や市町村はもとより、企業、団体、地域等においても取組を進める必要があります。

◇新潟県の審議会等への女性の登用率



資料：新潟県 *各年6月1日現在

（施策の基本的方向・施策の展開）

（1） 県の審議会等への女性登用を推進します。

㊦ 県の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進します。 （全部局）

（2） 女性県職員・教職員の育成・登用を推進します。

㊦ 本人の適性や希望にあわせ、多様な職務を経験させるとともに、各種研修等を通じて、積極的に育成と登用を推進します。 （総務管理部、病院局、企業局、教育庁、警察本部）

(3) 市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

- ㊦ 市町村の政策・方針決定過程への女性の参画状況等を取りまとめ、情報提供します。
(県民生活・環境部)

(4) 企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します。

- ㊦ あらゆる機会を通じて企業、団体等に対し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション(※)）に関する情報等を提供し、女性の登用等を促進します。（県民生活・環境部、産業労働観光部）
- ㊧ 政策方針決定過程において、意見などを募集するパブリック・コメントの手続きが一層活用されるよう努めます。（全部局）
- ㊨ 県民一人ひとりが政治や選挙に関心を持つとともに、投票への参加が推進されるよう啓発に努めます。（総務管理部）

※ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

積極的改善措置は、新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されています。

重点目標2 女性の能力の開発・発揮

【現状と課題】

法・制度的に経済活動などに参画する機会は充実されてきていますが、性別による固定的な役割分担意識の解消や雇用環境整備が進んでいないなどから、実質的な機会になお男女差が認められます。このことから、女性が経済活動などに参画する機会は不十分であり、女性の意欲や能力が、社会で十分に活かされているといえる状況にありません。

女性が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画していくためには、多様な能力を身に付けることが必要です。

そのため、能力の向上や仕事・地域活動への参画など様々なチャレンジを行う女性に対して実践的な研修や学習の機会の充実、情報提供等、積極的に支援することが必要です。

（施策の基本的方向・施策の展開）

（1）あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します。

- ㊦ 女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する力をつけられるよう、実践的な研修や学習の機会を積極的に提供します。（県民生活・環境部、教育庁）
- ㊧ 女性が個性や能力を発揮できるよう、大学や、公民館等と連携し協力しながら、生涯を通じた学習機会の充実に努めます。（県民生活・環境部、教育庁）
- ㊨ 男女共同参画に関連する法律、条例、計画などについて、わかりやすく広報するなどその内容の周知に努めます。〔再掲〕（県民生活・環境部、福祉保健部、産業労働観光部）

（2）女性の人材に関する情報を収集、整備し、提供します。

- ㊩ 女性の参画を促進するため、各分野で活躍する女性の情報を把握・充実し、提供します。（総務管理部、県民生活・環境部）

（3）女性団体等への活動支援を充実します。

- ㊪ 女性団体・グループ、NPO等の自主的な活動を支援し、女性の社会参画を促進するとともに、その活動成果の普及促進に努めます。（全部局）
- ㊫ 新潟ユニゾンプラザ内の女性センター機能を充実し、女性及び女性団体の活動の場の提供に努めます。（県民生活・環境部）

（4）女性の起業など様々なチャレンジを支援します。

- ㊬ 能力の向上や仕事・地域活動などへの参画といった様々なチャレンジを行う女性の意欲を後押しするため、情報提供や相談、活動の場の提供等により積極的に支援します。（県民生活・環境部）
- ㊭ 女性の起業を支援するため、研修の機会や情報の提供に努めます。（県民生活・環境部、産業労働観光部、農林水産部）

重点目標3 国際的な男女共同参画の取組の理解と国際協力活動への参画

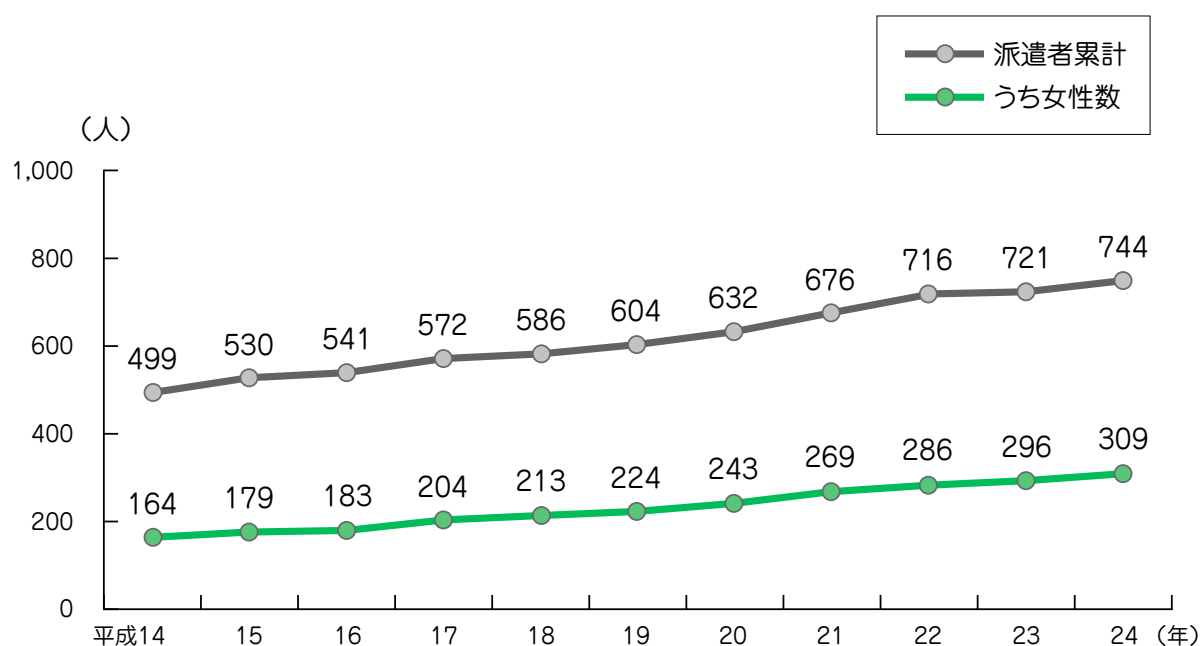
【現状と課題】

男女共同参画の取組は、国際的な動きに連動し、影響を受けながら進んでいることから、国際社会の動向について理解と関心を深めていくことが必要です。

また、国際協力やボランティア活動のニーズの高まりから、女性の国際的な活動が進んでいます。

そのため、国際的な男女共同参画に関する問題や環境問題などの解決に向けた国際協力活動への女性の参画をより一層促進することが必要です。

◇新潟県出身の青年海外協力隊派遣者数（うち女性）（累計）



資料：独立行政法人国際協力機構 *各年3月31日現在

（施策の基本的方向・施策の展開）

（1）国際社会の男女共同参画に関する取組への理解を促進します。

- ㊦ 学校教育や生涯学習の場における国際理解教育を充実します。（教育庁）
- ㊧ 環境・人権など地球規模で解決しなければならない問題について、女性の理解と関心を高め、意識の醸成や学習機会の提供に努めます。（知事政策局、県民生活・環境部、福祉保健部）

（2）国際交流や国際協力活動への女性の参画を促進します。

- ㊦ 青年海外協力隊や国際協力に携わるNPO、NGO等や国際協力に関する各種セミナー等への女性の参画の促進に努めます。（知事政策局）